

渡部恒三、森喜郎、熊谷弘、畠栄次郎、橋本龍太郎、塚原俊平、佐藤信二、堀内光雄、らによって何ら行政審査に付されることなく放置され、右申立てから一一年近くも経過した平成九年三月一〇日になって始めて、原告らは、当時の通商産業大臣より右申立てにかかる口頭意見陳述を、同年五月一四日、高松市で開催する旨の通知を受けた。(甲第二号証)

三 しかしながら、右の間、昭和六一年一月には三号炉施設工事が着工され、平成六年一二月には、すでに運転が開始されるという事態にまでなっていたこと、さらに右口頭意見陳述開催の場所が、申立人らの意向を全く無視して、三号炉設置場所で、かつ異議申立人の多くが居住する愛媛県ではなく香川県高松市に一方的に定められたものであったことから、原告らは右口頭意見陳述をボイコットした。(甲第三・四号証)

四 しかるところ、平成一〇年五月七日、いきなり右原告らの異議申立は棄却され、同日付けで当時の通商産業大臣堀内光雄より原告らにその旨通知された。(甲第五号証)

五 右各通商産業大臣らが原告らの異議申立を、意見陳述まで約一一年、決定まで約一二年放置していた行為は、迅速な手続きによる国民の権利、利益の救済を図る行政不服審査制度の目的を定めた行政不服審査法第一条に照らして、違法なものである。

六 原告らは、右不法行為によって精神的損害を被った。

右異議申立てが一二年近く放置されたこと及び口頭意見陳述の機会が奪われたことによって原告らが被った精神的苦痛を金銭で評価すれば、その損害は、原告各自金五〇万円を下

ることはない。

七 よって原告らは被告に対して、国家賠償法一条に基づき各自金五〇万円及びこれに対する本訴状送達の翌日から支払い済まで民法所定の年五分の割合による利息金の支払いを求める。

#### 別紙

##### 当事者目録

原告 梅崎雪男 ほか九名

被告 国

右代表者法務大臣 陣内孝雄

#### 会計報告 ('99. 8/1~8/31)

##### 収入

会費	27,000
ニュース講読料	38,000
カンパ	7,000
コピー代	7,580
計	79,580

##### 支出

ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,200
振替手数料	820
資料費	3,455
計	36,325

##### 差引

積立金合計 1,934,960

## 伊方訴訟ニュース

第313号

1999年9月15日

### 伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル  
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

### 伊方1号炉訴訟以来26年間を原告として 今では四電社員も「うんと反対して」と

2号炉訴訟原告 佐伯森武

私は今から26年前の8月に始まった1号炉訴訟の35名の原告のひとりで、それ以来伊方裁判に関わってきています。現在80才を少し越したところで、10年前までは、山仕事に精を出してきました。

これまで伊方裁判に参加してきた私の感じたことを、ほんの少しばかり書いてみます。

まず、地元の伊方町九丁地区の皆様や、それを支援してこられた各地の有志の方々には、長い間のご苦労に対し、敬服の気持ちで、いつもいっぱいです。

あれやこれやと、感想も多くありますが、伊方原発の根本問題は、四電が電気を起こすために、国や県や町のお役人や政治家連中と相談して話を押し進め、住民を騙し続けた末に、自殺にまで追い込むという非人道の限りをやつてきたことでした。

それらの事に我々は強い疑問を感じました。何故、四電はゴリ押しをするのだろうか。その答えは簡単です。

それは、ほかの方法にくらべて、原発ではきわめて安上がりに電気が出来るからです。水力発電では、日本一と言われた黒部のダムは、あれ程の工事と多くの人命を失って出来たダ

ムですが、それでも出力は50万キロワットと聞いています。伊方の小さな発電機の一個分と同じです。ですから電力会社としては、原発は正にドル箱に値する存在だったのでしょう。

しかし、電力会社はそれでよいかも知れま

### 2号炉第67回公判

10月8日(水)午後1時半から

松山地裁大法廷

前回の法廷での取り決めでは、国側は結審のための最終準備書面を提出することになっています。たぶん、書面が提出されるのは、公判間近になってからと予想されますので、書面に対する原告側からの質問や意見は簡単なものになるでしょう。原告側からは、これまでの国側の主張に対する求釈明や、伊方はじめ各地の原発で起きた出来事や事故について原告側の意見をまとめた準備書面を提出する準備が進められています。

国側の最終準備書面に対して、いつ、どのような反撃の書面を出すかなど、閉廷後にも大事な意見交換の場が持たれる事でしょうから、大勢の皆さんのが傍聴に参加されますように。

せんが、地元の住民に取っては、あれこれ不安はいっぱいです。

国は一日も早く、安全性のある発電法を、四電まかせでなく自分の手で開発すべきです。そうして北朝鮮のミサイルにおどされないようにするべきです。もしも、北朝鮮を本当に怒らせたら、日本は3日で大体駄目になるでしょう。原発が駄目になるのは良いが、同時に周辺の住民が大迷惑で、大混乱になるでしょう。そんな時、アメリカや韓国がなんの助けになるでしょうか。

1年程前の話になりますが、松山方面の四電に勤めている年令が50才位の人と話したことがありました。その人は私が反原発者であることを知っていました。その人が私に次のように言いました。

「原発は大変悪いものです。ですから、うんと反対して下さい」と。

この人のいうことは人間の本音ではないでしょうか。これからも大いに反原発を押し進めましょう。

## 結審に向けて松山集会

伊方訴訟支援カンパの会

原発さよならえひめネットワーク

大野恭子

「ぼくが裁判の原告になったのは、20代やつた。はあー、あと何年かで60才になるが！」

前回の裁判でお会いした、ある原告の方の言葉です。

著書「通産官僚の破綻」で、元通産省課長並木信義氏をして、次のように言わしめた日本最初の原発裁判であった伊方1号炉裁判。

「日本の原子力開発の成り立ちが、いかにエリートたちによって無責任に行われたか。

又『伊方原発裁判証言記録』は現代史の第一級の資料としての価値がある。（中略）日本の庶民層の実に偉大な実力である」と。

「真実は一つであるという確信と、子孫に災いを残してはいけないという思いで戦ってきた」といわれる原告と、その家族の方々、身を挺して証言台に立たれたり、遠くから傍聴に通い続けてこられた方々の志の高さに、2号炉裁判から関わるようになった私もまた、ともすると逃げ出してしまいそうになる弱さを支えていただき、勇気づけられ、生き方を問われ続けながら繋がらせて頂いています。

そして今、結成十二年を迎えた「伊方訴訟支援カンパの会」の仲間や、「原発さよならえひめネットワーク」の仲間も、やはり同じ思いで、結審間近、といわれるこの裁判が担ってきた原子力政策推進への大きなブレーキを、共にかけたいと、様々な計画をしています。

9月14日ー19日には、愛媛県美術館分館で、広河隆一写真展「 Chernobyl and the Earth 」と、 Chernobyl の子供の絵画展を、10月3日には、毎年開催している伊方集会を合体させた「原発とめよう松山集会」の準備を進めているところです（前日は、松山の支援者の山荘で交流会）。

2号炉裁判になってからでも21年たった今でも、愛媛の市民の多くは裁判の存在さえ知りません。何とか、多くの市民に関心を持つてもらい、自分達は一体どんな社会に住みたいのか、どんな生き方を選択するのか、ということを問い合わせる集会にしたいと話し合っています。

集会の第一部では、私たちの活動の原点を作ってくれた原告の方々に、一言づつでも思いを語って頂く時間に、第二部では、ルポラ

イターの鎌田慧さんに「全国の原発現場から伊方へ」と題して講演して頂き、第三部では、改めて、伊方原発のかかえる様々な問題点を皆で確認し合い、それから外に出てパレードを、と予定しています。

たくさんの市民を巻き込み、伊方裁判の意義を問い合わせる機会にしたいと切望しています。

どうか、ご協力、ご参加をよろしくお願いします。

## 伊方原発反対八西連絡協議会

### 四電などに抗議と要求

7月12日に日本原子力発電（原電）敦賀原発2号機で発生した一次冷却水喪失事故では、緊急炉心冷却装置が作動するには至らず、また原子炉は事故発生約40分後に手動で緊急停止されたものの、放射能を含んだ約320°Cの大量（原電発表でも52トン）の冷却水が、漏洩箇所が分からないままに14時間あまりも噴出し続け、大きな社会的衝撃を与えた。しかも、冷却水が噴出した外径約9センチの配管には、噴出口となった長さ約8センチの亀裂のほかにも、周辺で無数の亀裂が見つかっただけでなく、事故発生から50日たった時点でも、亀裂発生の原因が解明仕切れないという異例の事態が続いている。

こうした事態は各地の原発周辺住民の間に、「こここの原発でも・・」という大きな不安を巻き起こしている。伊方原発反対八西連絡協議会では、裁判で係争中の2号炉の蒸気発生器を四電が取り換える計画を進めることへの抗議とともに、広野会長名で以下のようない抗議及び要求書」を、四国電力社長、愛媛県知事及び伊方町長あてに郵送した。

### 抗議及び要求書

七月十二日、日本原子力発電・敦賀二号炉で、

放射能で汚染された一次冷却水が、大量に漏れた事故が発生した。

一次冷却水の漏れは、原子炉の空焚きに繋がり、あってはならない重大事態である。

原因是、再生熱交換器の配管に亀裂があり、そこから冷却水が噴出したものだった。

しかも、その後の調査で、分かっているだけでも、この亀裂とは別の箇所にも、円周方向を含む五カ所にも亀裂や損傷があることが分かった。もし、亀裂より先に破断に至る事態になっていれば、あるいは地震などの大きな衝撃があれば、漏水量は莫大な量になっており、原子炉の冷却ができず炉心の崩壊も現実になっていただろう。

それは、冷却水の漏洩が、発生から十四時間も漏水箇所が分からぬまま、冷却水が洩れつ放しになっていた、今回の事故経過によって明白になった。

この配管は、伊方原発で使用されているものと同じものと報道されている。従って、重大なる事態を引き起こす前に、この配管の綿密な調査が必要であることは当然である。

ところが、同原発では、なんと、「目視」での調査のみで済ませ、次の定期検査まで超音波などによる調査は行わずに、運転を強行している。

既に明らかになっている通り、敦賀事故では、当初の表面からの目視では一つの亀裂しか分からなかつたものが、配管を切り取ったのちに、内部に円筒状など別の亀裂が入っていることが分かり、さらに、超音波探傷検査によって、新たに三カ所に亀裂があることが分かったのである。

こうした事実経過にもとづけば、同原発で行ったという、表面からの「目視」による検査では、

到底、同配管の正確な状況を把握することが出来ないことは明らかである。従って、我々は、貴社に対して、こうした重大な事故を軽視し、ただの目視検査で事足りりとして、運転を強行している、利益優先、安全軽視の姿勢に強く抗議する。

同時に、直ちに一、二、三号の運転を停止して、敦賀事故で亀裂が発生した再生熱交換器の配管の全てについて、超音波などによる正確な状況の把握が可能な方法による調査を実施することを求める。

また、他の配管についても、当然、今回の敦賀の配管と同様に、内部に亀裂が発生し、亀裂が拡大、進行している恐れのある箇所があることは十分に可能性がある。従って、一次冷却系配管の全ての配管、継ぎ目などについて、目視だけでなく、状況が正確に把握出来る方法によって直ちに調査することも求める。

また、同原発二号炉では、蒸気発生器の取り換えを実施するとの計画が発表された。

これは、極めておかしなことである。そもそも、同原発の蒸気発生器は、原子力安全委員会が認めているとおり、原子炉の運転期間中は、原子炉と同じ耐用性があることを前提にしている機器である。

従って、蒸気発生器を取り替えないといけないということは、原子炉を含めた他の機器についても全く同じ状況にあるという事である。つまり、二号炉は現在の機器や施設では、正常な運転には耐えられないという事である。

運転期間中は耐用性があるとの前提で使用し、それを前提に施設の安全審査が行われ、許可されたものである以上、単に部品の一つを取り換えたら良いというものではない。

仮に、老朽化して取り換えが必要で、蒸気

発生器の取り換えの審査のやり直しを行うのであれば、他の全ての機器類についても、同様に老朽化を考慮しての再審査が必要であることは常識である。

そのことは、要するに、これまでの審査のやり直しである。結論として、蒸気発生器は運転期間中は何ら問題なく安全に使用できるとした初めの審査が間違っていたという事であり、こうした取り換えをしなければならない欠陥機器を抱えた原発の建設と運転を許可した国の処分が誤っていたという事である。

従って、貴社があくまで、蒸気発生器の取り換えをしようとするのなら、まず、運転期間中は使用できるとした、初めの申請の間違いを認め、一九七五年五月三十日に国に提出した二号炉増設申請書を取り下げる事が必要である。

取り下げにともない、当然、運転は停止される。

その上で、先ず、再申請について住民と関係機関に同意を求め、同意を得たのちに、蒸気発生器取り換えの審査と、取り換えずに、さらに使用を続けようとしている原子炉や一次冷却系、運転に関わる全ての機器類について、十七年間の運転に伴い、穴だらけになっている蒸気発生器同様に、老朽化と、高温、高圧、放射能による劣化などを考慮して、なおかつ、今後も運転出来る自信があるとする科学的資料及び、莫大な放射能によって汚染されている部品の取り換え工事に伴う、作業従事者の被ばくはないという証拠も含めて、申請を行うべきである。

こうした手続きを経て、全ての機器、施設が審査で安全が確認され、許可が出てから蒸気発生器の取り換えは可能になる。

こうした経緯を経ることなしに、蒸気発生器のみの審査で、取り換えて、他の機器の老朽化、劣化を無視したままに、運転を続けようという暴挙は決して許されることではない。

以上の手続きを行わないのであれば、そもそも、二号炉許可自体が間違っているのであるから、運転そのものが停止されるべきであり、蒸気発生器の取り換えなどは断じて認められない。

しかも、先に触れた通り、取り換え工事が強行されれば、作業従事者の被ばくは莫大なものになると予測出来る。各地の原発作業現場での実態は、実際に放射能に汚染された場所で作業を行うのは、下請けや、孫請け業者に雇用された立場の弱い労働者であり、どれほど被ばくしたのか知りようのない無防備な人たちである。

こうしたことからも、多くの人が放射能の被ばくにさらされることが明らかな今回の工事は認めることは出来ない。

貴社は、直ちに老朽機器の取り換えをやめ、二号炉の運転を停止し、一度、重大事故にいたれば、人類に危機をもたらす原子力の使用ではなく、人と自然にやさしいエネルギーの利用を採用する道を選ぶことを要請する。

平成十一年八月十三日

伊方原発反対八西連絡協議会

会長 広野房一

四国電力社長殿

3号炉異議申立人らが

国を相手に損害賠償請求訴訟を提起

1986年5月に国が設置許可した伊方3号炉に対して、愛媛県内外の住民1384人が、通産大臣あてに異議申立てを行った。これに対

して国は、11年もたってから、各申立人に「高松市で意見陳述を行う」と通知。連絡の取れた申立人らは「3号炉がすでに運転している今になって、しかも愛媛県外でやるとは」と意見陳述をボイコット。国はそれから約1年たってから、申立を棄却すると一方的に決定。

こうしたひどい仕打ちに対して、10人の申立人は、8月6日に、国を相手に損害賠償を求めた以下の訴状を松山地方裁判所に提出了。

## 訴状

### 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり  
損害賠償請求事件

訴訟物の価額 五、〇〇〇、〇〇〇円  
貼用印紙の額 金三二、六〇〇円

### 請求の趣旨

- 被告は原告らに対して、各金五〇万円及びこれに対する本訴状送達の翌日から支払済まで年五分の割合による金員を支払え。
  - 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

### 請求の原因

- 原告らは、昭和六一年七月二五日、同年五月二六日付けで当時の通商産業大臣渡辺美智雄が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二六条第一項の規定に基づく四国電力株式会社伊方発電所三号炉（以下「三号炉」という）の増設にかかる許可処分に対して、違憲、違法を理由として、その許可処分を取り消すよう当時の通商産業大臣田村元に異議を申立てた。（甲第一号証）二 右原告らの異議申立ては、その後の通商産業大臣、三塚博、梶山静六、松永光、武藤嘉文、中尾栄一、